

議案第 45 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 6 月 2 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成 21 年三田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育委員会の部三田市生徒指導等問題対策委員会の項を次のように改める。

三田市生徒指導等問題対策委員会	(1) 生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7 人以内	(1) 学識経験者 (2) 委員会が必要と認める者	2 年
-----------------	--	-------	------------------------------	-----

付 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。